

第1章

計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

環境と経済の両立を図りながら持続可能な社会を構築するためには、学校、地域社会、職場などの様々な場において、学校、地域社会、事業者、行政といったあらゆる主体が、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育（以下「環境教育等」という。）の推進に取り組むことが重要です。

さらに、長崎県においては、海と山の織りなす美しく豊かな自然環境や、海外との交流によって培われた歴史的・文化的遺産など、特色有る恵み豊かな環境を次の世代へと引き継ぐ責任があります。

このため、長崎県においては、平成17年3月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を策定し、環境教育等の取り組みを推進してきました。一方、この間、国においては、平成18年には、「教育基本法」の改正により、教育の目標に「環境保全に寄与する態度を養うこと」が追加され、平成23年には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正されるなど、環境教育等に関する取り組みが一層充実されました。

そこで、長崎県においては、社会情勢の変化や長崎県の環境教育等に関する取り組みの状況を踏まえ、従来の「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」を「長崎県環境教育等行動計画」として改定し、環境教育等に関する取り組みを一層充実することとしました。

この計画では、長崎県環境基本計画の基本目標である

◇地球環境保全をめざす社会の実現（地球環境保全）

◇環境への負荷の削減と循環型社会^{*}づくり（循環）

◇人と自然とが共生する快適な環境づくり（共生）

◇県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくり（協働）

を念頭に置いて、重要施策のひとつである環境教育等の推進を図ることにより、環境基本計画に掲げる環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」を目指します。

また、環境教育等を進めるうえでの現状と課題、基本的方向と各主体の役割、施策の方向性などを整理し、本県の環境教育等を総合的・体系的に推進します。

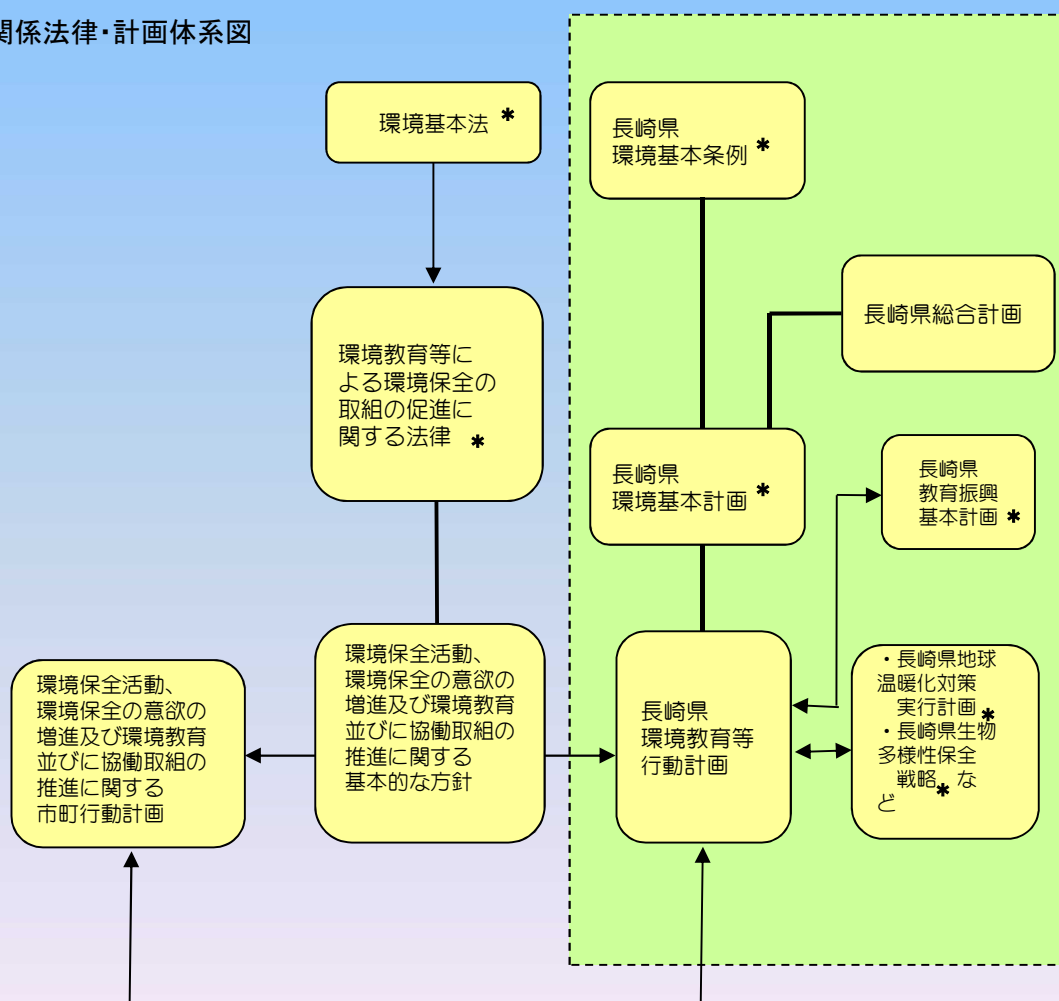
2. 計画の位置付け

この計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条の規定により知事が定めるものであり、同法第7条に基づき国が定める「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）を踏まえつつ、上位計画である「長崎県総合計画」、「長崎県環境基本計画」、「長崎県教育振興基本計画」とも整合を図っています。

また、この計画は、長崎県地球温暖化対策実行計画や長崎県生物多様性保全戦略など環境関係の各種計画の推進を支えるものです。

さらに、この計画は、市町や事業者等が計画等を策定する際の指針となるものです。

〈図1〉関係法律・計画体系図



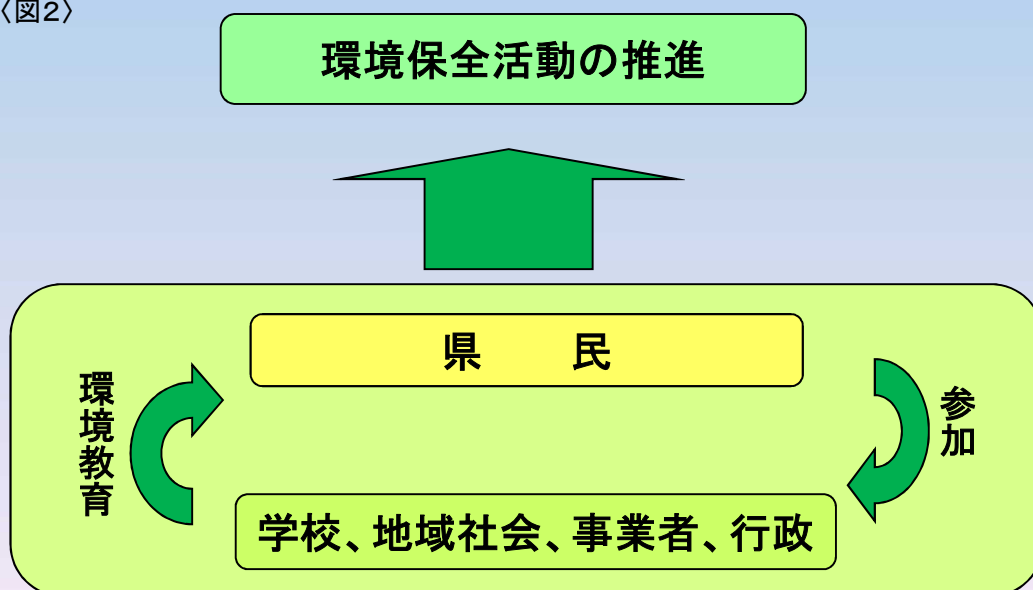
3. 基本的な考え方

環境教育の重要な考え方の一つに、「持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development = ESD^{*})」という考え方があります。これは、人類が現在の生活レベルを維持しつつ、次世代も含む全ての人々により質の高い生活をもたらすことができる状況での開発を行っていくため、個人個人のレベルで地球上の資源の有限性を認識するとともに、自らの考えを持って、新しい秩序を作り上げていく市民を育成していこうというものです。

環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与える事から生じており、身近な地域の環境問題から地球規模の環境問題まで、そこには様々な要因が絡み合い、複雑化しています。これらの問題を解決していくためには、私たち一人一人がこの恵み豊かな環境を共有の財産として保全し、将来の世代に引き継ぐ責任を負っている事を自覚し、環境保全のための行動を起こしていく必要があります。

この計画においては、「持続可能な開発のための教育」の考え方を基本に、学校、地域社会、事業者、行政の各主体が環境教育等に取り組む事で、一人一人の環境保全のための行動を促し、また、その一人一人が、学校、地域社会、事業者、行政の一員として環境教育等に取り組む社会を目指します。

〈図2〉

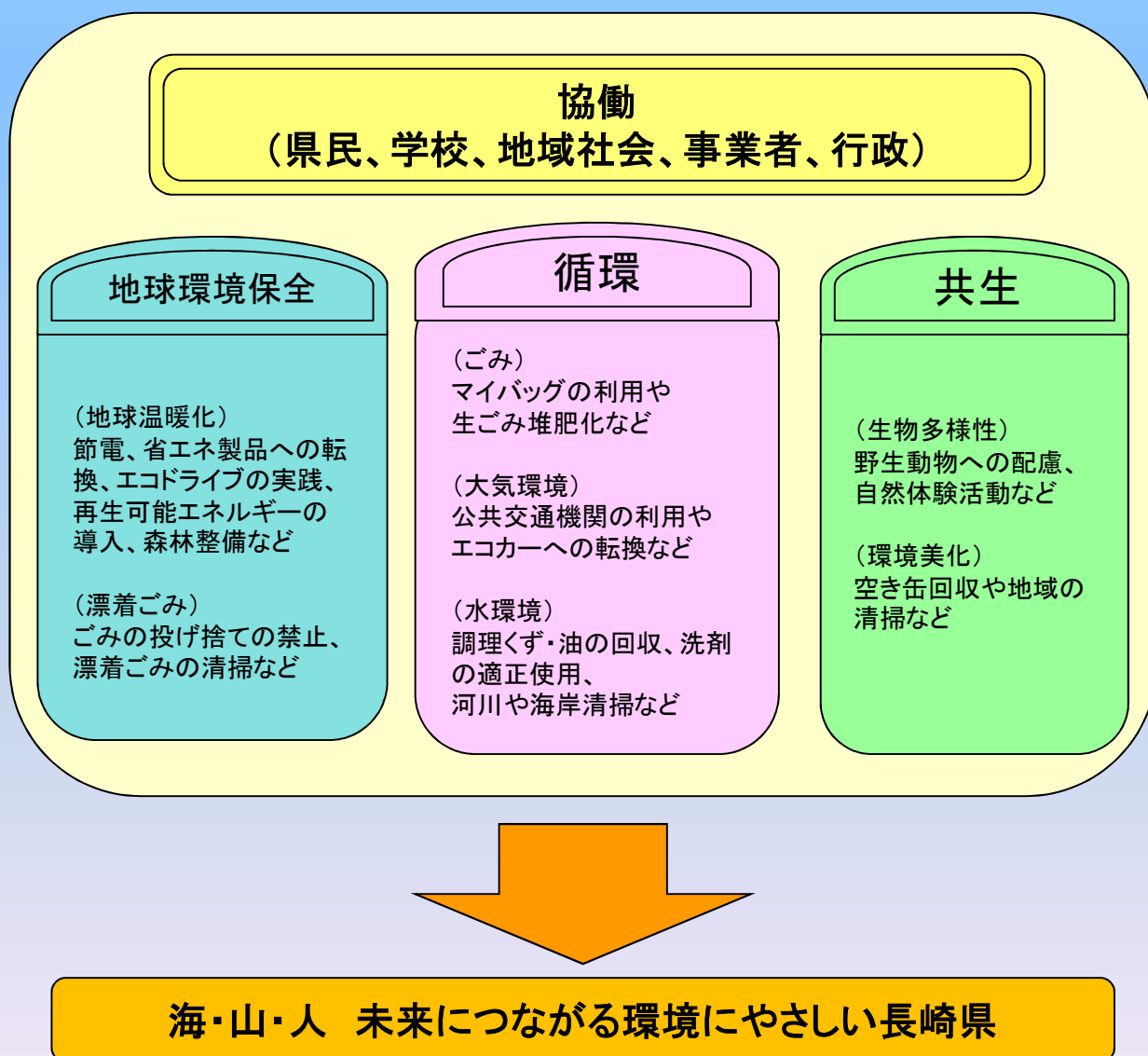


また、環境教育等を推進していくとき、それぞれの取り組みの意義や価値を見失わないためにも、具体的な取り組みがどのような環境問題と関連を持つのかを認識しておくことが大切です。

下の図は、長崎県の環境教育基本計画の基本目標である「地球環境保全」、「循環」、「共生」、「協働」と、「地球温暖化問題」*、「ごみ問題」、「生物多様性」*などの課題、そして、それぞれの課題に対して一人一人が取り組める身近な環境保全活動の関係を示したものです。

一人一人の具体的な取り組みが、大きくはどのような課題につながっているのかを考え、取り組む必要があります。

〈図3〉



4. 環境教育を通じて目指す人間像

国基本方針では、環境保全を推進していくために求められる人間像として、以下の例が挙げられています。

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人間
- ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- ・他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
- ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

この計画では、環境保全活動においては小さな取り組みであっても身近にできる取り組みを行うことが重要であることから、国基本方針に挙げられている人間像に加え、「身近な環境保全活動に取り組むことができる人間」の育成も併せて目指します。

なお、環境保全を推進していくための人間を育成することは、「第二期長崎県教育振興基本計画」に掲げられている以下の4つの人間像の育成にもつながるものです。

- ・創造性に富み、自立した人間
- ・いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間
- ・郷土及び国家を担う責任を自覚し、その形成と発展に主体的に参画する人間
- ・我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、これからの国際社会を生きる人間

5. 環境教育がはぐくむべき能力

国基本方針では、環境教育がはぐくむべき能力として、「未来を創る力」と「環境保全のための力」が挙げられています。

○「未来を創る力」

- ・社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ・課題を発見・解決する力
- ・客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- ・情報を活用する力
- ・計画を立てる力
- ・意思疎通する力(コミュニケーション能力)
- ・他者に共感する力
- ・多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- ・想像し、推論する力
- ・他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
- ・地域を創り、育てる力
- ・新しい価値を生み出す力 等

○「環境保全のための力」

- ・地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- ・環境配慮行動をするための知識や技能
- ・環境保全のために行動する力 等

この計画では、これらの力に加え、「身近な環境保全活動に取り組むための力」をはぐくむことも併せて目指します。

○「身近な環境保全活動に取り組むための力」

- ・身近な環境保全活動に関する知識
- ・身近な環境保全活動を「環境マナー」と考える意識
- ・身近な環境保全活動に率先して取り組む人に共感し、協力して活動に取り組む力 等

6. 対象期間と目標

対象期間は、平成26年度から平成30年度の5年間とします。

また、学校、地域社会、事業者、行政など県民総ぐるみで環境教育等に関する取り組みを推進することによって、以下の目標の達成を目指します。

成果指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	63%（平成25年度）	75%（平成30年度）

長崎県は、広大な海に面し、変化に富んだ長い海岸線、多くの島々、緑の山々、温暖な気候などがもたらす、雲仙、西海の2つの国立公園をはじめとする美しい景観や貴重な野生動植物を有するとともに、古くから海外との交流によって培ってきた多くの歴史的・文化的遺産を有するなど、豊かな環境に恵まれています。そして、私たちは、この豊かな環境の中で様々な恩恵を受け、生活してきました。

しかし、近年の資源、エネルギーを大量に消費する社会経済活動は、私たちに物質的には豊かな暮らしをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、自然環境の狭小化をもたらし、地球全体の環境に影響を及ぼすに至っています。

私たちの存在の基盤が環境の恵みの中にあること、環境が有限であることを深く認識し、すべての県民が環境の保全に向けた行動に積極的に参加し、あらゆるものの循環を基調とした自然と人が共生する社会を構築していく必要があります。

1. 地球温暖化

平成22年度の長崎県内における温室効果ガス^{*}排出量は約903.9万トンで、基準年度(平成2年度)の排出量と比べ3.0%減少しています。

一方、長崎地方気象台によると、本県では、過去100年間で、平均気温が全国平均と同様に約1℃上昇しています。

また、平均気温が上昇するだけでなく、他の都道府県同様、極端に暑い日が増え、極端に寒い日が減る傾向にあります。

平均気温の上昇は、植物の生育にも影響を与えており、本県においても他の都道府県ほどではありませんが、サクラの開花日が、ここ50年間で3.7日早くなっています。

また、海洋においても、1980年代半ば以降、他の日本沿岸の海面水と同様に、海面水位が上昇しており、長崎県では、平成22年において観測開始以来最高値を記録しています。

地球温暖化の影響により以下の懸念があります。

【水環境・水資源】

- 少雨化・降水量の変動幅の増大による水道用水の安定的な水源確保の困難化
- 公共用水域の水温上昇による水質の悪化

【災害】

- 記録的な大雨の頻度の増加による、河川災害、土砂災害、浸水被害等の発生頻度の増加と被害の拡大
- 海面水位の上昇による浸水域の拡大や砂浜の喪失等
- 台風の強大化に伴う高潮の増大による浸水被害等の拡大

【自然生態系】

- 多良山系や雲仙山系におけるブナ群落の衰退
- 海水温の上昇によるサンゴの白化現象、オニヒトデの発生によるサンゴの食害、海洋酸性化問題
- 海水温の上昇に伴う海藻食害動物（アイゴ、ノトリスズミ、ガンガゼ等）の活動の長期化による磯焼けの進行（藻場の減少）
- 外来種の定着による被害の拡大

【農作物】

- 高温や降水の不順等による収量や品質の低下、適応するための生産コスト（薬剤費・生産資材費等）の増加

【畜産】

- 高温による家畜のストレス及びそれに伴う飼料摂取量の減少等に伴う、生産性（肉量、肉質、乳量、乳成分、産卵率等）の低下
- 高温や少雨による飼料作物の生育障害や病虫害の発生増大、飼料価格の高騰

【病虫害】

- 高温による収量等に悪影響を及ぼす病虫害の発生時期の早期化、また、発生期間の長期化

- 高温による今まで大きな問題になっていなかった害虫（カンキツのミナミトゲヘリカメムシ等）の被害拡大

【健康】

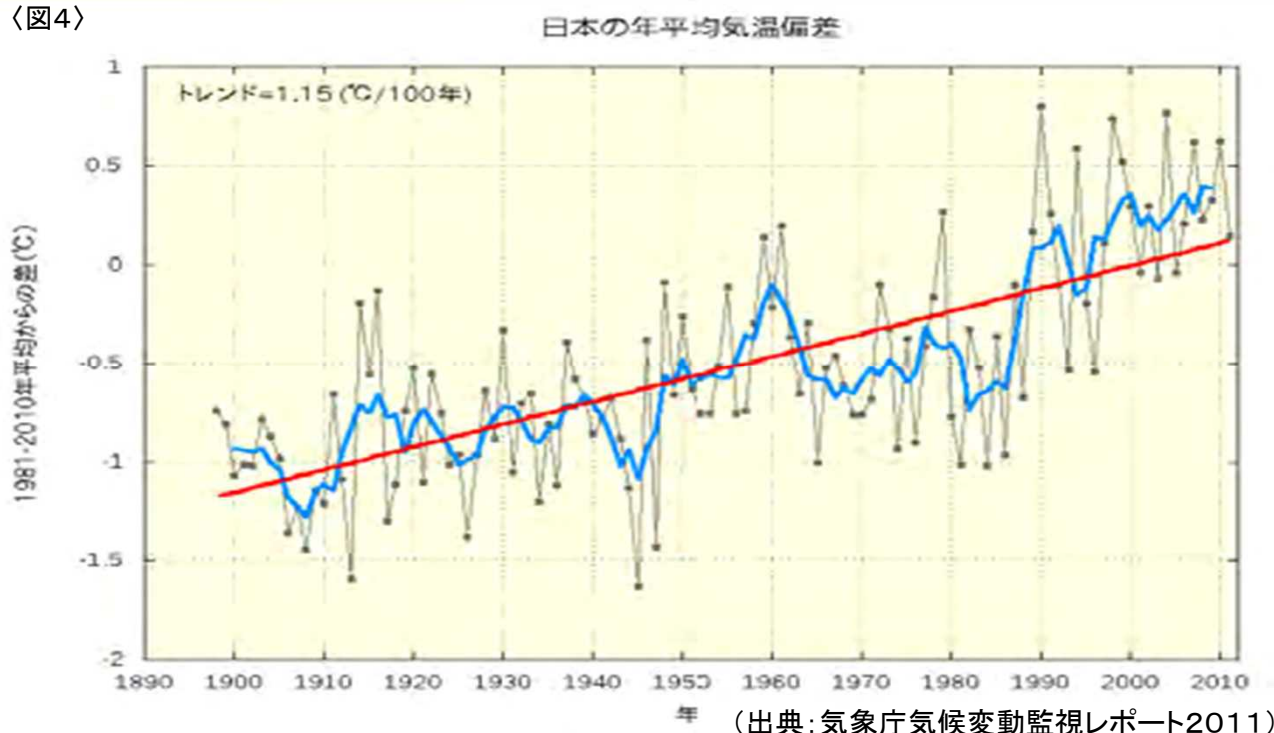
- 高温環境下での熱中症による救急搬送人員数の増加
- 気温上昇による感染症発生の増加及び拡大

このため、長崎県においては、「長崎県地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成32年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を、基準年度（平成2年度）の排出量と比べ13.4%削減（森林吸収量を含む）することを目標に、省エネ・節エネや再生可能エネルギーの導入などの温室効果ガス排出抑制策、森林整備などの温室効果ガス吸収作用保全・強化策等に取り組む事としています。具体的には、省エネ・節エネのための県民運動や、整備の行われていない荒廃した森林の解消や健全な森林管理のための取組等を行っています。

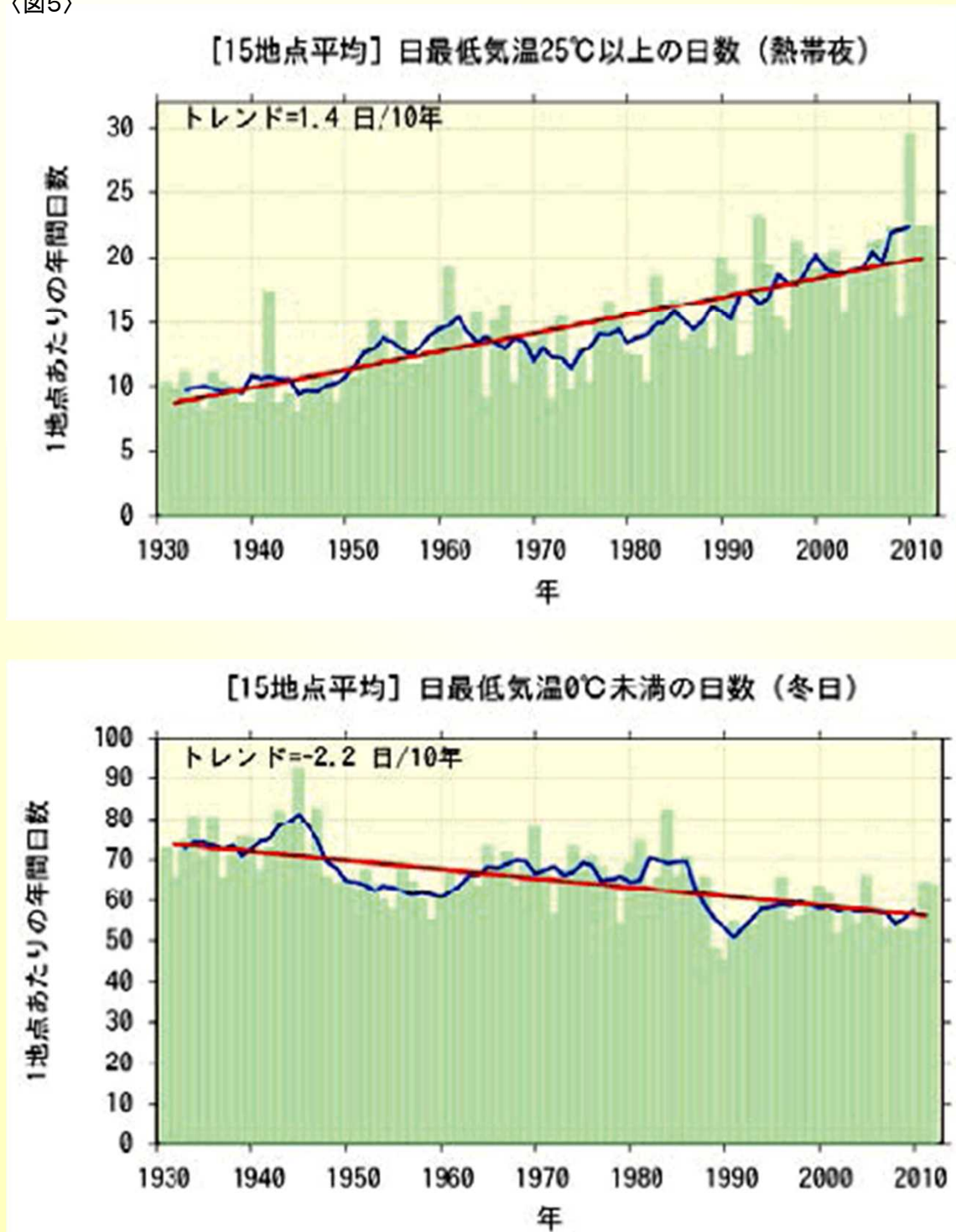
また、県内では五島桼島沖での浮体式洋上風力発電等の再生可能エネルギー導入のための取組が進められています。

地球温暖化対策のための身近な環境保全活動として、節電、省エネ製品への転換、マイバツクの利用、ごみの減量化、公共交通機関・エコカーへの転換、エコドライブの実践、住宅用太陽光発電設備や太陽熱温水器等の設置、森林ボランティアへの参加などを推進しています。

〈図4〉



〈図5〉



（出典：気象庁気候変動監視レポート2011）

2. 廃棄物

(1) 一般廃棄物

本県における1人1日あたりのごみの排出量は減少傾向にあり、平成23年度の県民一人あたりの排出量は944gとなっています。都道府県別に見ると少ない方から19番目で、全国平均値(975g)よりも31g少ない結果となっています。

また、平成23年度におけるごみの排出量は約50万tであり、前年度に比べ約3千t(0.6%)減少しています。

一方、市町において容器包装リサイクル法に基づく分別収集や住民団体等による集団回収等再資源化^{*}の取り組みが行われていますが、平成23年度の再生利用率は17.0%で前年度と比較すると0.5%減少しており、全国平均(20.4%)と比較しても3.4ポイント低い値となっています。

また、平成24年4月1日現在において、県内の一般廃棄物の最終処分場は29施設^{*}となっています。残余容量が少なくなっている施設もあり、最終処理場の延命化を図るため、廃棄物の発生、排出抑制、リサイクルを推進することが必要です。

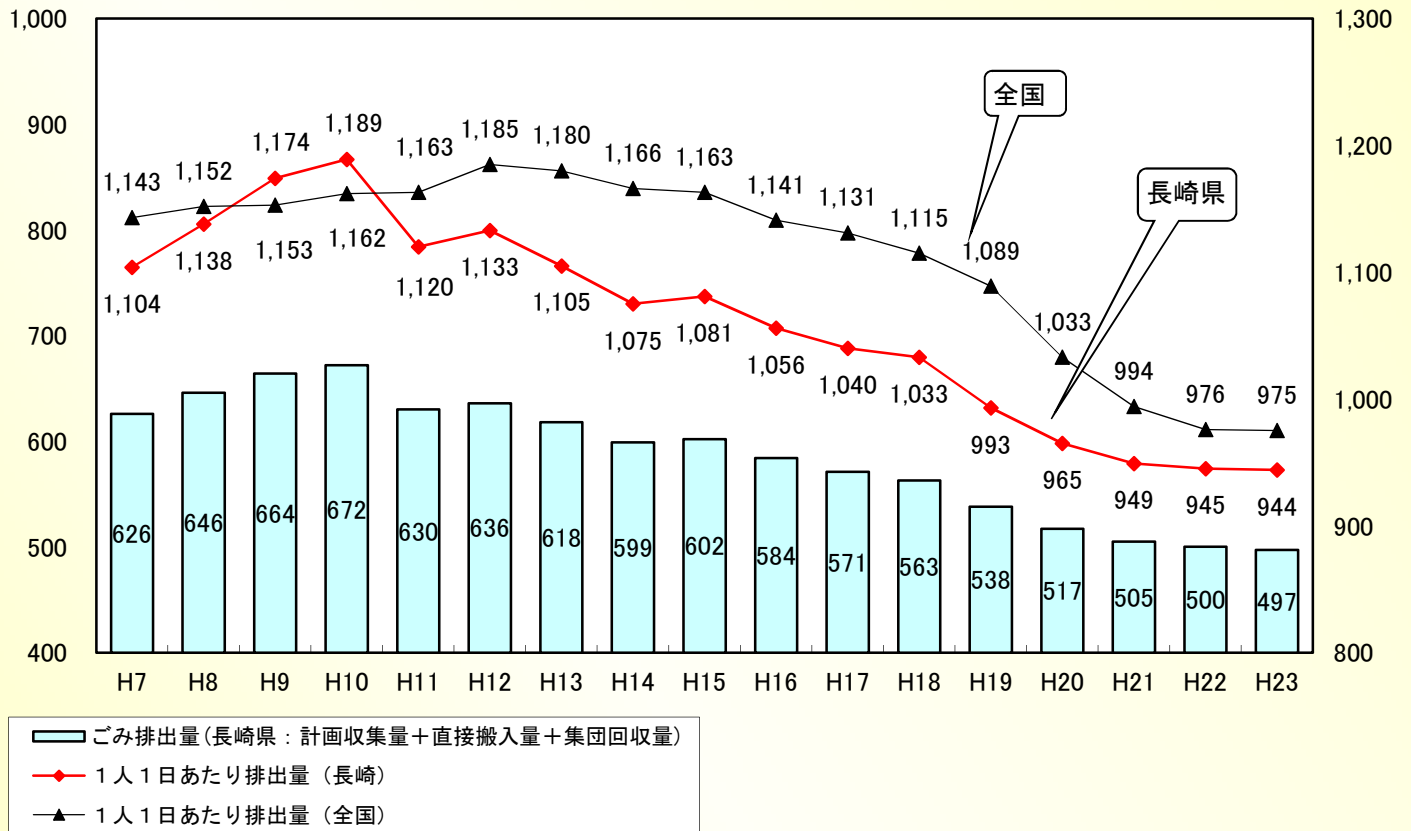
このため、長崎県においては排出量を1人1日あたり基準年度(平成20年度)に比べ12%(115g)削減、再生利用率を25%に増加、最終処分量を、基準年度(平成20年度)に比べ20%削減することを目標に、循環型社会の構築に取り組むこととしています。また、快適な生活環境を維持していくため、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づきごみの投げ捨て等防止地区や喫煙禁止地区を指定するなどごみの散乱防止のためのモラルの向上や清掃・美化活動を推進しています。

ごみの減量化、リサイクル等のための身近な環境保全活動として、マイバックの利用、過剰包装の辞退、使い捨てのものを利用しないこと、生ごみの堆肥化、ごみの分別の徹底、リサイクル製品の利用、ごみの投げ捨ての禁止、清掃・美化活動への参加などを推進しています。

〈図6〉

(千トン) 1人1日あたりの一般廃棄物排出量の推移

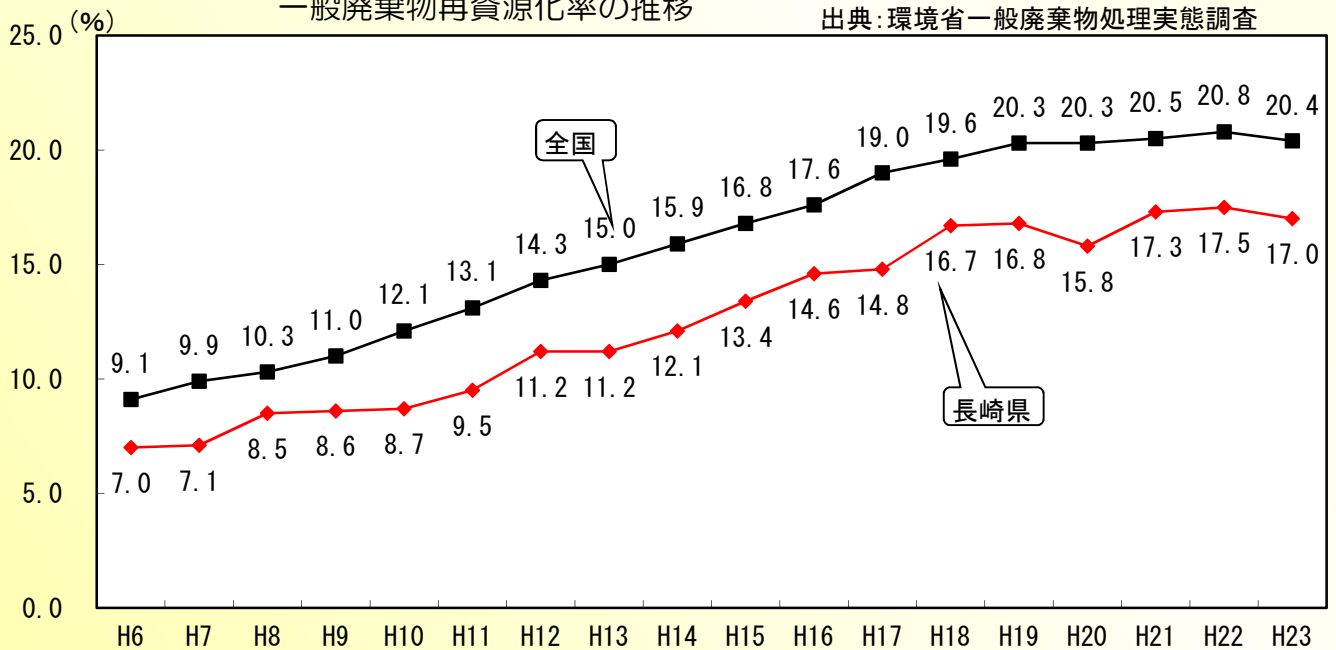
出典：環境省一般廃棄物処理実態調査 (g/人・日)



〈図7〉

一般廃棄物再資源化率の推移

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査



(2) 産業廃棄物

平成20年度の産業廃棄物の排出量は約450万tと推計されます。排出量を業種別に見ると、農業(動物のふん尿等)が約173万t(38.4%)、電気・ガス・水道業(ばいじん、汚泥等)が約172万t(38.1%)、建設業(がれき類等)が約70万t(15.5%)、製造業(汚泥等)が約31万t(6.9%)となっています。

平成20年度の産業廃棄物の再生利用量は約247万tであり、産業廃棄物の排出量に占める再生利用率は55%となっています。再生利用の主なものは、動物のふん尿(50%)、がれき類(23%)、ばいじん(17%)となっています。

立入検査における産業廃棄物処理業者の基準適合率は年々向上していますが、依然として不適正処理が発生しています。不法投棄^{*}発見件数は年間400件前後で推移しており、投棄量は年々減少傾向にありますが、その形態は目立たないように埋設するなど悪質化、巧妙化しています。

県内の産業廃棄物の最終処分場は安定型処分場が16(10)^{*}施設、管理型処分場が5(4)施設ありますが、その残余年数は平成20年度末時点で安定型処分場が10.3年、管理型処分場が12.5年となっています。

このため、長崎県においては、平成27年度における排出量を、基準年度(平成20年度)の排出量に維持、再生利用率を62%に増加、最終処分場を基準年度(平成20年度)に比べ12%削減することを目標に、循環型社会の構築に取り組むこととしています。

※ ()は実稼働数

(3) 漂着ごみ

本県の海岸においては、毎年、国外及び国内で投棄された大量のごみが漂着しており、回収しても繰り返し漂着することから、景観、自然環境、水産資源への影響が深刻な問題となっています。

このため、長崎県においては、地域の特性を踏まえた回収処理及び発生抑制などに取り組み海岸漂着物対策を推進することとしています。

また、漂着ごみ対策のための身近な環境保全活動として、ごみの投げ捨ての禁止、海岸清掃などを推進しています。

3. 大気環境

本県では、大気汚染防止法に基づき、工場・事業所等から排出されるばい煙^{*}が主な汚染源である二酸化硫黄^{*}、浮遊粒子状物質^{*}、二酸化窒素及び光化学オキシダント^{*}並びに微小粒子状物質の5項目を中心に、県内46局の大気測定局で継続的に測定を行っています。

また、酸性雨^{*}についても、3市3地点で調査を実施しています。

本県は地理的に大陸に最も近い位置にあり、中国大陸からの黄砂の飛来やPM2.5^{*}などの有害大気汚染物質による大気汚染が問題となっています。このため、大気汚染物質自動測定器を県内主要箇所^{*}に設置するなど、監視体制の強化を図っています。

特に光化学オキシダントやPM2.5の高濃度が観測された場合には、健康被害への対処法として、注意報の発令や注意喚起を発表することにより、県民の皆様へお知らせしています。

また、身近な環境保全活動として、公共交通機関の利用やエコカーへの転換、エコドライブ^{*}の実践などを推進しています。

4. 水環境

都市化・産業化の進展により、清流の枯渇、水質の悪化、地下水の減少等水循環の変化に起因する様々な問題が生じています。

このため県、長崎市及び佐世保市等関係機関においては水質測定計画に基づき、河川、海域等の公共用水域及び地下水の水質を調査するほか、海域、河川のそれぞれの水域において水質に係る環境基準を達成維持するため、工場・事業場排水対策や各污水处理施設の整備区域を定めた「長崎県污水处理構想2012」に基づく生活排水対策など各種の対策を推進しています。

さらに、大村湾や有明海等閉鎖性海域^{*}等の流域を生活排水対策重点地域に指定し、地元市町が作成した「生活排水対策推進計画」に基づき、下水道や浄化槽等の整備を図り、あわせて住民に対して家庭排水の汚濁対策を啓発、実践しています。

また、水環境保全のための身近な環境保全活動として、調理くず・油の回収や洗剤の適正使用を行うなど川や海の水を汚さない取り組みや、地域NPO^{*}法人・ボランティア団体、国、県、関係市町の協力による河川、海岸清掃を推進しています。

5. 生物多様性^{*}

本県は、地形の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれ、貴重な野生動植物が生息・生育するだけでなく、歴史や文化とも関わりのある多様な生態系が育まれています。

国立公園2箇所、国定公園2箇所、県立自然公園6箇所、長崎県自然環境保全地域15箇所、鳥獣保護区特別保護地区21箇所、希少野生動植物種保存地域9市町を指定しています。

本県で絶滅が危惧される種として、維管束植物566種、蘚苔類29種、藻類12種、脊椎動物250種、無脊椎動物535種の計1,392種が選定されています。（長崎県レッドデータブック2011）

このため、長崎県においては、「長崎県生物多様性保全戦略」を策定し、これらの豊かな生物多様性の保全や絶滅のおそれのある野生生物の保護等の更なる推進に取り組んでいます。

また、生物多様性の保全のための身近な環境保全活動として、ペットを野外に放さず最後まで大切に飼うこと、野生生物にむやみに近づかないことやえさを与えないことなどの周知啓発を行っています。



オオキツネノカミソリ



ツシマヤマネコ

1. 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進

(1) 現状

① 学校

平成18年に改正された「教育基本法」においては、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されました。

また、小中高等学校においては、新学習指導要領に示されているように、社会科、理科、技術・家庭科等の各教科のみならず、道徳、特別活動や総合的な学習の時間等においても環境に関する内容を学んでいます。具体的には、節電や節水、ごみの分別、リサイクル活動、地域の方との清掃活動等、様々な形で実践がなされています。

大学においては、より高度な教養教育としての環境教育が行われるとともに、それぞれの学部において、専門家養成のための、専門教育としての環境教育が行われています。

また、教職員に対する教育免許状更新講習においても、環境教育が行われています。

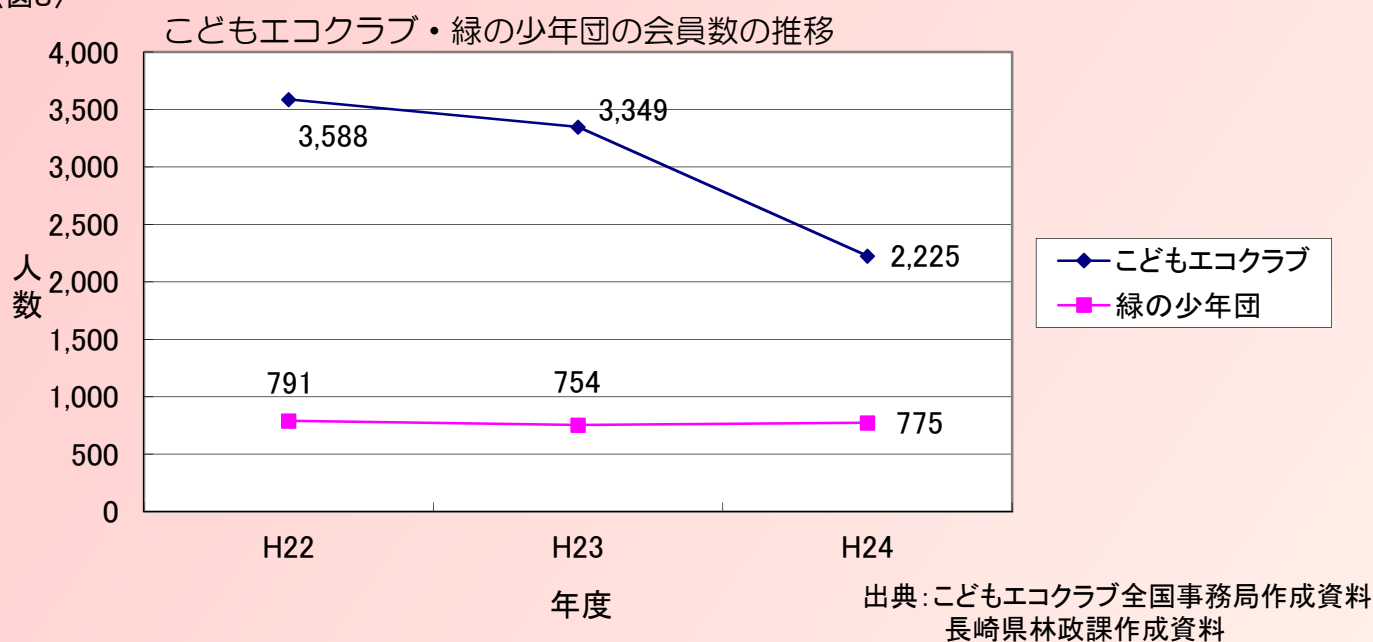
さらに、多くの大学において、関連する公開講座や出前講座が行われており、こうした公開講座や出前講座は、大学の地域に果たすべき重要な役割となっています。

幼稚園・保育園においては、県の環境アドバイザー^{*}制度等を活用して、生ごみリサイクルや自然体験活動などの取り組みが行われています。

② 地域社会

地域社会においては、自治会、婦人会など民間団体等による清掃活動やリサイクル活動、幅広い世代を対象とした環境学習会、こどもエコクラブ^{*}や緑の少年団^{*}の活動などが行われています。一方で、子どもたちの学習塾やスポーツクラブ活動への参加などの増加により、こどもエコクラブの会員数は大きく減少しています。なお、緑の少年団の会員数は横ばいとなっています。

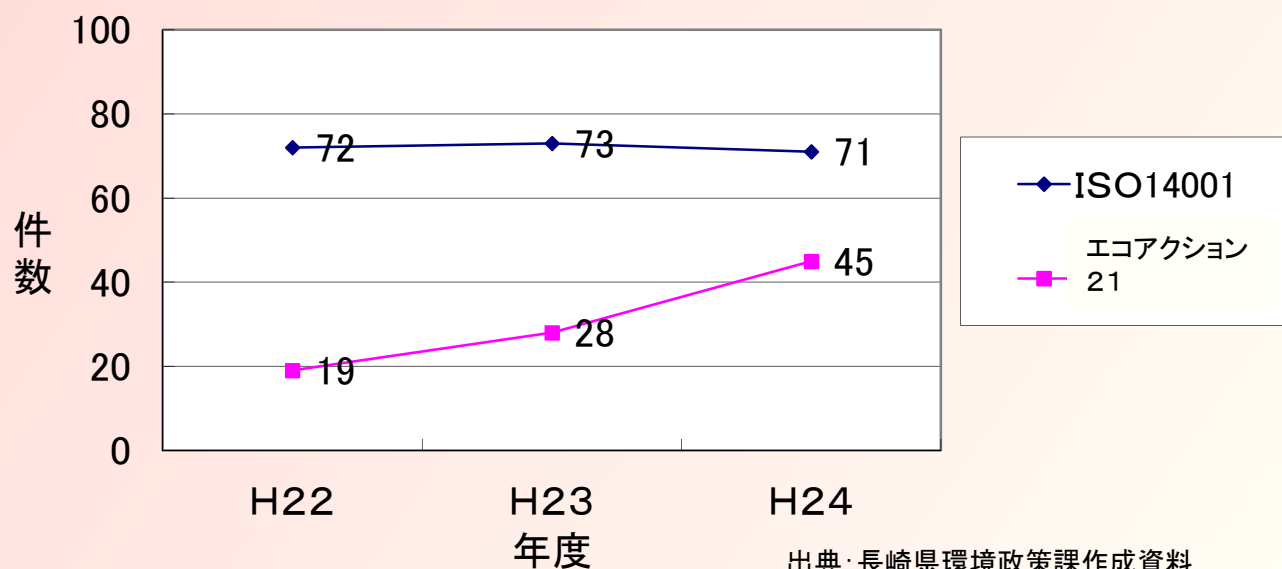
〈図8〉



③事業者

事業者においては、植樹や地域の環境ボランティア活動への参加などの環境保全活動、ISO14001の認証取得やエコアクション21の取り組みに伴う従業員への環境教育が行われています。ISO14001については、ピーク時の平成21年と比較するとやや減少傾向ですが、エコアクション21については年々増加傾向にあり、事業者の環境問題に対する意識は高まっています。このほかの取り組みとして、太陽光発電などの環境教育関連施設の公開や、環境学習会に指導者として参加するなど多様な取り組みが行われています。

〈図9〉 ISO14001の認証取得数、エコアクション21の取組数の推移



④行政

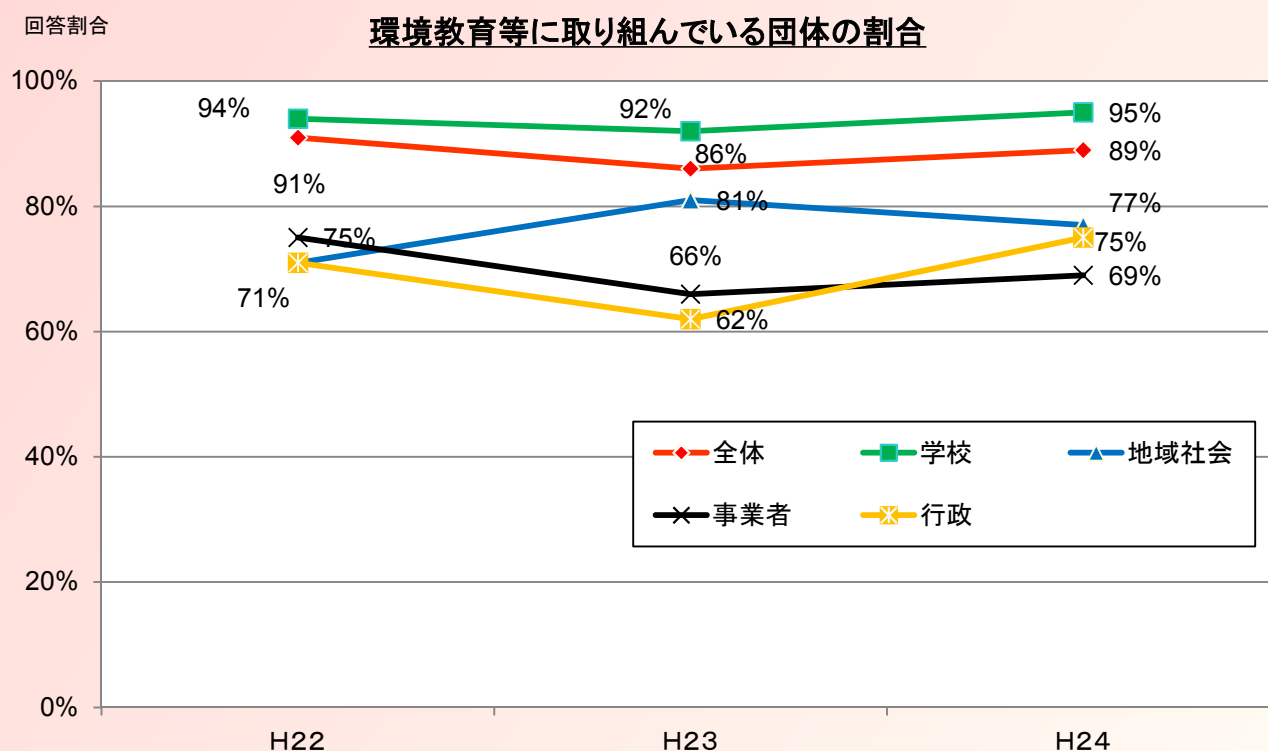
行政においては、各種の環境イベントや環境学習会の開催、環境アドバイザー等の講師や指導者の派遣、環境副読本の作成、環境教育に活用できるエコツールの貸し出しなどの取り組みが行われています。また、教職員や指導者の研修を実施するなど環境教育に取り組む人材の育成が行われています。

(2) 課題

環境教育等に取り組んでいる団体の割合は、近年横ばいとなっています。

環境教育等に取り組んでいない団体は、「時間がない、足りない」、「ノウハウがない、足りない」を主な理由に環境教育等に取り組めていません。これらのことから、ノウハウの提供、ノウハウを持つ指導者のコーディネートを行い、スムーズに環境教育、環境保全活動の取組が実施できるような体制を整備していく必要があります。

〈図10〉



〈表11〉

環境教育等に取り組んでいない理由

n=81

	全体	学校	地域社会	事業者	行政
時間がない・足りない	64%	93%	46%	36%	75%
お金がない・足りない	25%	19%	23%	20%	44%
指導できる人がいない・足りない	32%	26%	15%	32%	56%
教材がない・足りない	11%	7%	8%	8%	25%
ノウハウがない・足りない	40%	26%	31%	40%	69%
その他	27%	11%	23%	20%	69%

※回答があった764団体中、環境教育等に取り組んでいない81団体(11%)を示しています。(学校:27団体、地域社会:13団体、事業者:25団体、行政:16団体) 出典:長崎県環境教育等基本計画アンケート(H24実績)

環境教育等に取り組む際の課題については、「指導者が少ない」、「運営スタッフが不足している」が主な課題とされています。その他にも「参加者を十分集められない」、「興味のない人に関心を持ってもらえない」も課題とされています。

このため、指導者・スタッフの人材確保を推進するとともに、多くの人に関心を持ってもらうため、情報の受け手の特性に応じたきめ細やかな情報発信や、楽しみのある体験を通じた環境教育等を行う必要があります。

〈表12〉

環境教育等に取り組む際の課題

n=683

	全体	学校	地域社会	事業者	行政
指導者が少ない	37%	37%	20%	34%	50%
運営スタッフが不足している	24%	22%	38%	25%	38%
指導方法がわからない	14%	17%	0%	11%	6%
参加者を十分集められない	11%	8%	27%	18%	23%
興味のない人に関心を持ってもらえない	17%	14%	24%	16%	44%
地域団体など連携する相手方が見つからない	6%	6%	9%	5%	6%
活動を周知する手段がない	1%	1%	2%	2%	0%
活動の場がない	2%	3%	2%	2%	0%
その他	22%	25%	16%	13%	8%

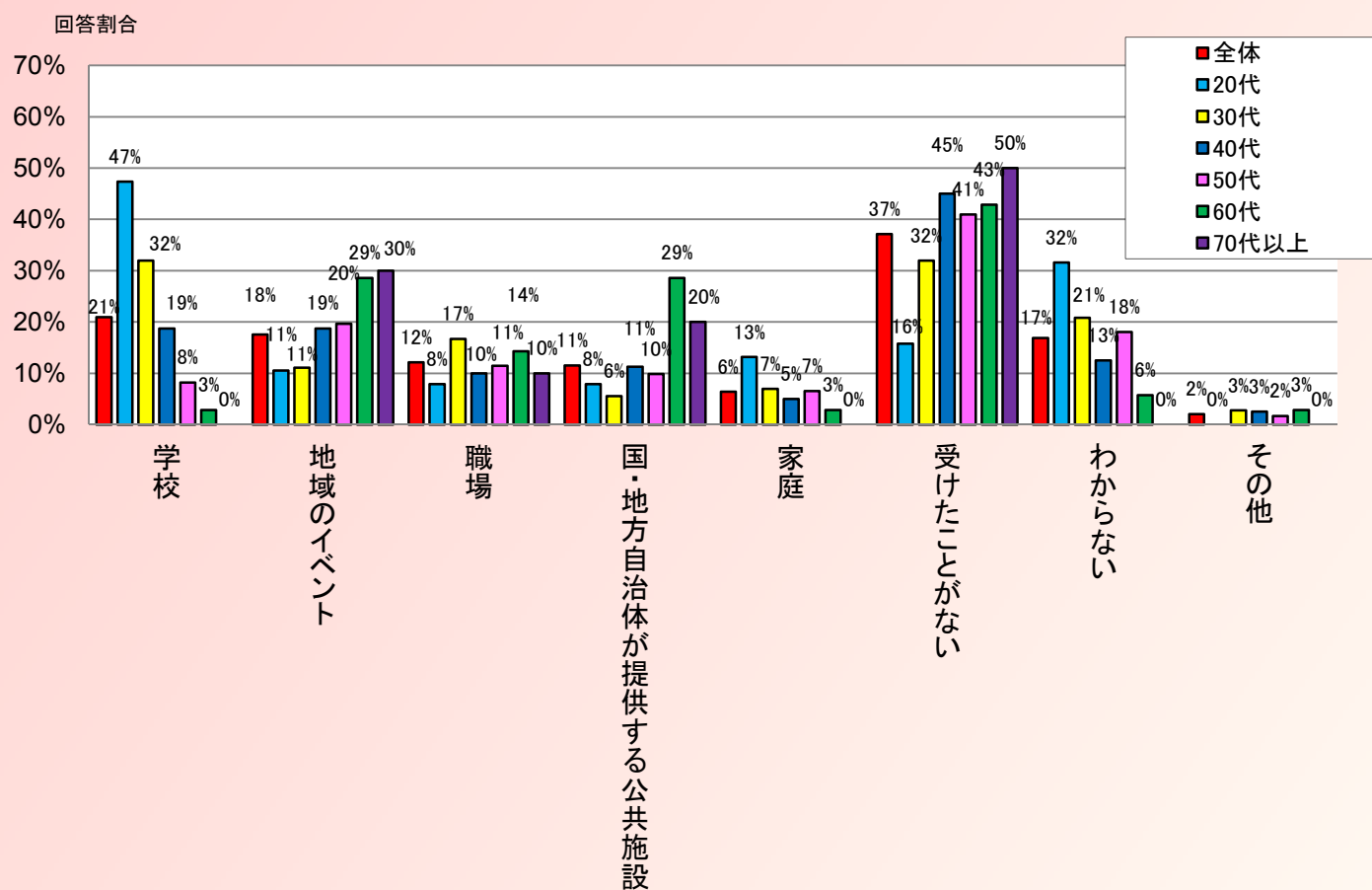
出典:長崎県環境教育等基本計画アンケート(H24年度実績)

全体の54%の人が環境教育受けたことがない又はわからないと回答しています。環境教育を受けた場としては、学校が21%と最も多く、家庭は6%にとどまっています。若年層においては、学校で環境教育を受けた人の割合は相対的には多いものの十分な水準ではありません。これらのことから、様々な機会を通じて、環境教育として実感できるような環境教育を推進していく必要があります。

〈図13〉

環境教育を受けた場所(年代別)

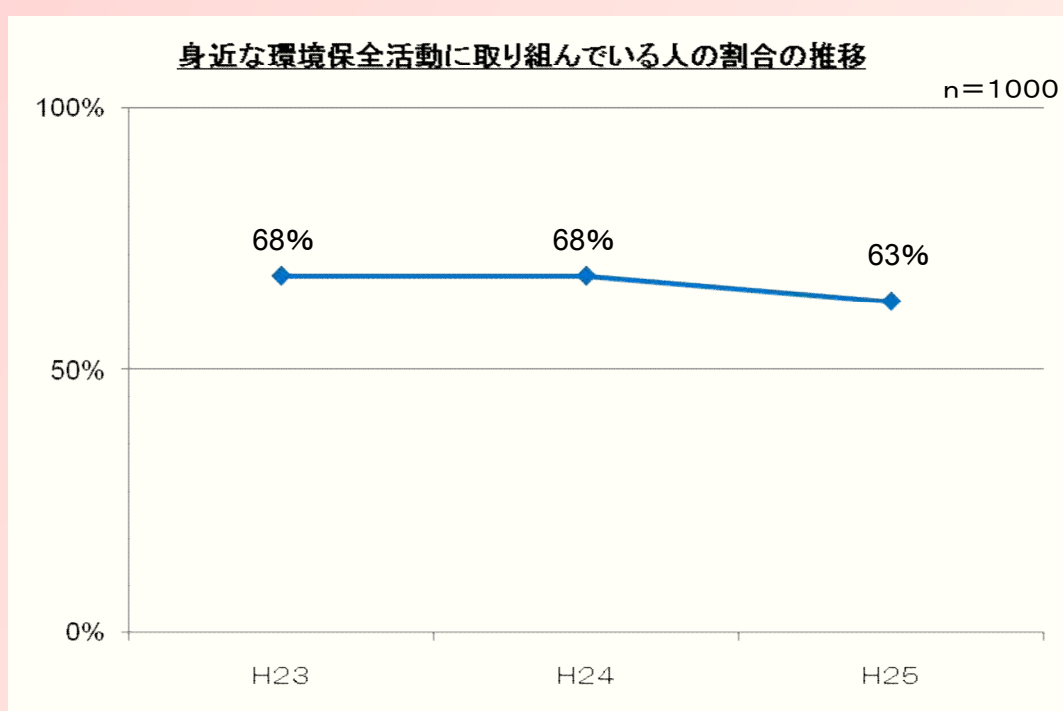
n=296



出典：県政WEBアンケート調査(H25)

身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合は減少傾向にあります。環境保全への貢献意欲がある人が96%に達しているにもかかわらず、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合は63%となっています。特に若年層においては、環境に関する興味が薄れており、また、身近な環境保全活動に取り組んでいる人も少なくなっています。身近な環境保全活動を実施していない理由として、49%の人が「どうしたらいいかわからない」と回答しています。このため、特に若年層を中心に環境教育を推進するとともに、身近な環境保全活動に関する積極的な情報発信を行う必要があります。

〈図14〉

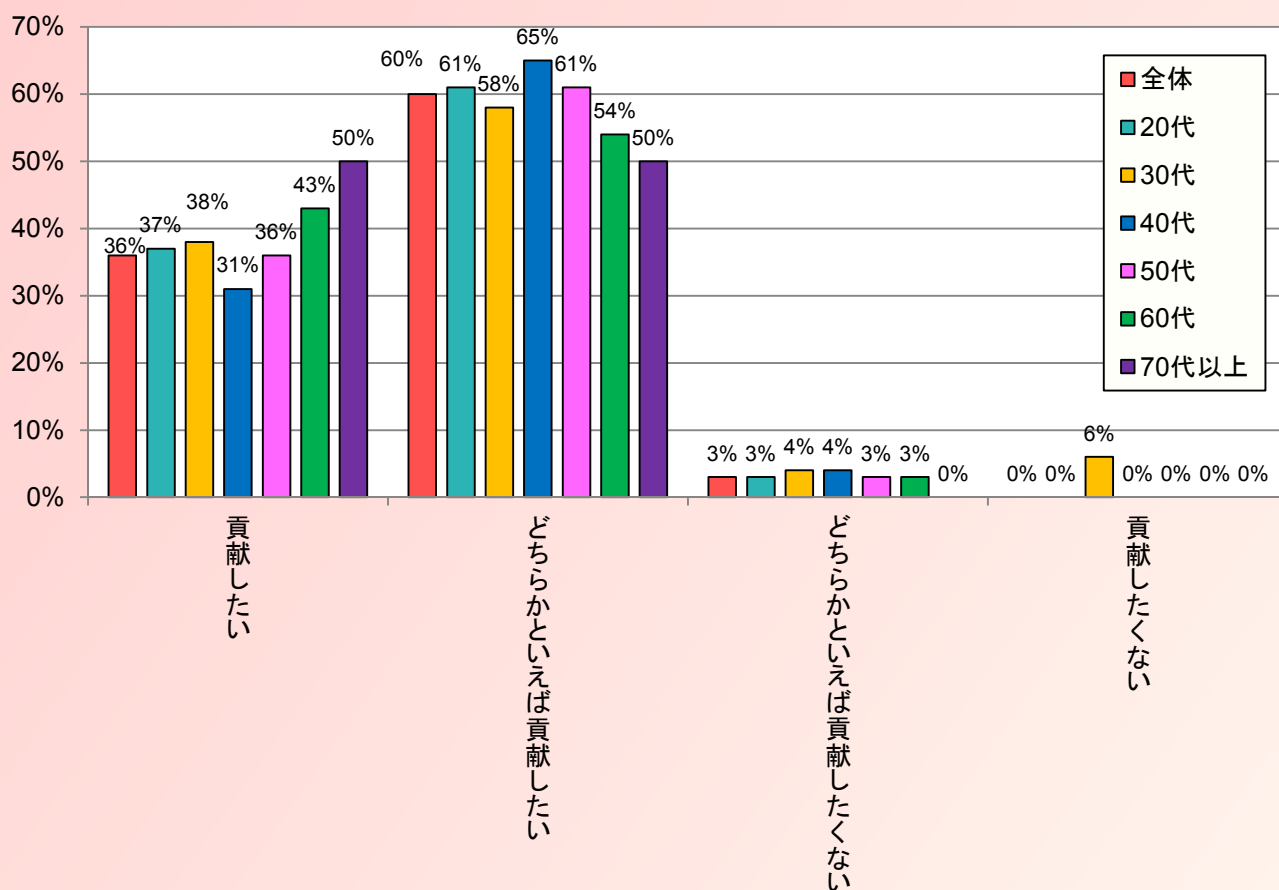


出典：県民意識アンケート調査

〈図15〉

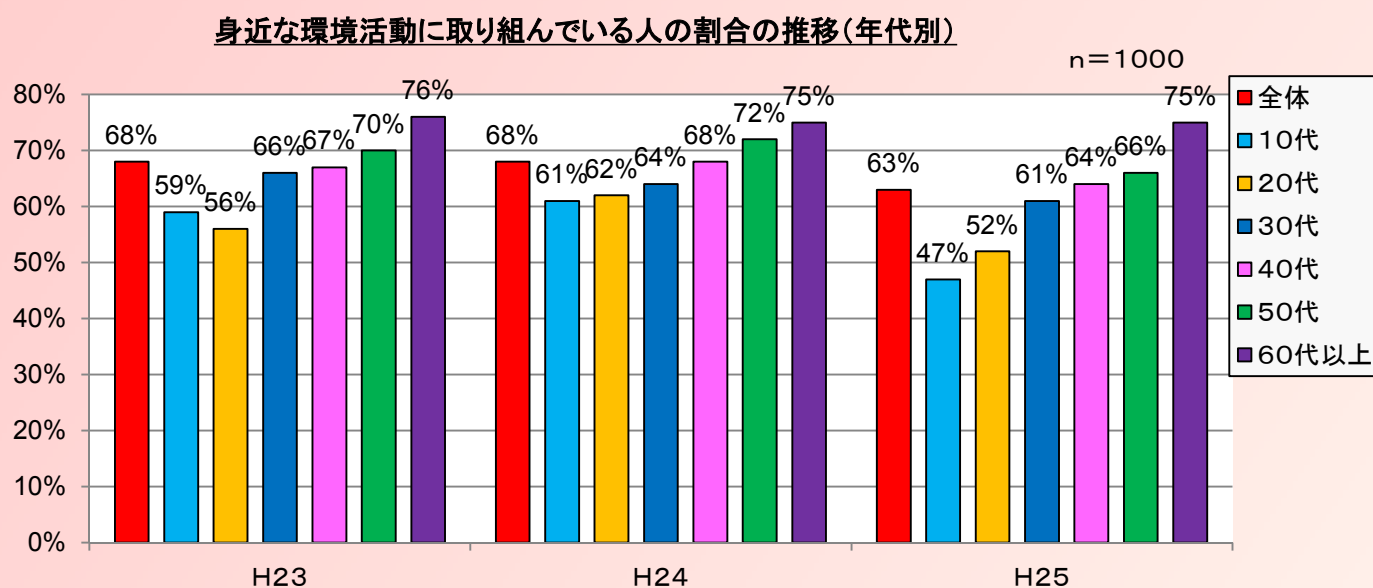
環境保全への貢献意欲(年代別)

n=296



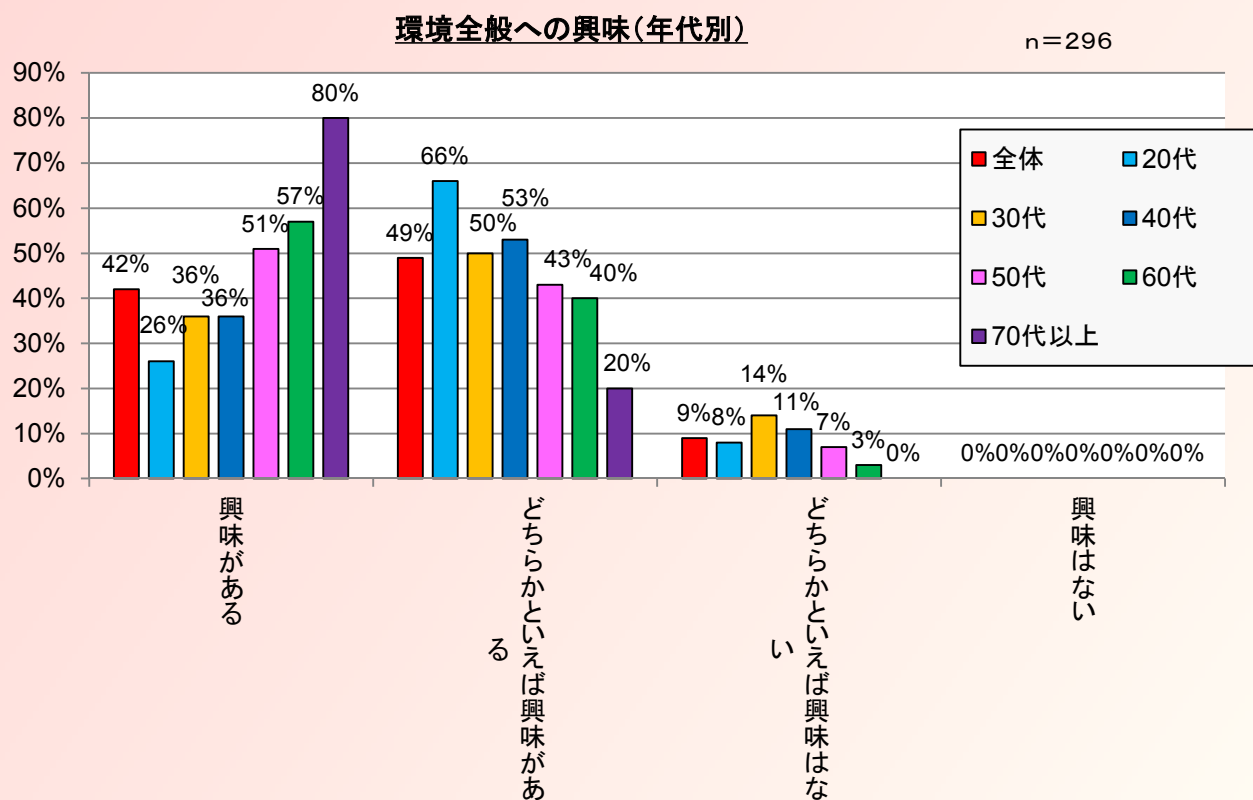
出典：県政WEBアンケート調査(H25)

〈図16〉



出典：県民意識アンケート調査

〈図17〉

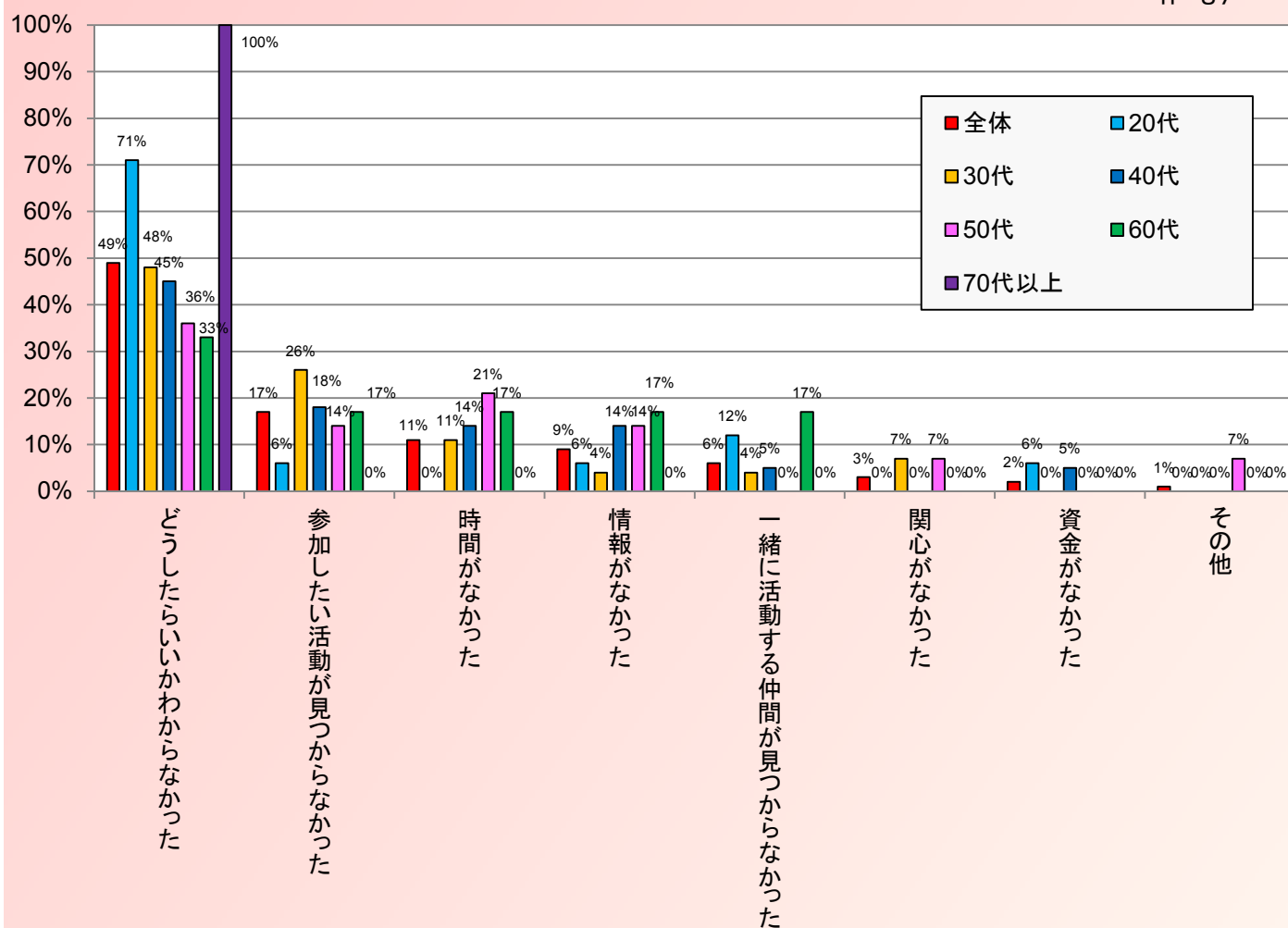


出典：県政WEBアンケート調査(H25)

〈図18〉

身近な環境保全活動に取り組んでいない理由(年代別)

n=87



出典：県政WEBアンケート調査(H25)

県行政に対しては、「環境教育や環境保全活動の実践に役立つ情報等の収集・整理・提供」、「家庭や地域、学校、企業、民間団体、行政などが協働して環境教育等を進められる体制・仕組みの整備・充実」が期待されています。

〈表19〉

県行政に期待すること

n=764

	全体	学校	地域社会	事業者	行政
環境教育や環境保全活動の実践に役立つ情報等の収集・整理・提供	51%	47%	49%	53%	89%
多様な環境教育の機会・プログラムや、学校も参加できる協働事業の充実	40%	43%	31%	17%	52%
環境教育の拠点となる施設・場所の充実、環境教育の成果を発表する場の充実	12%	13%	14%	7%	14%
環境教育ができる地域や地元企業の人材等の紹介、派遣	34%	34%	19%	49%	30%
家庭や地域、学校、企業、民間団体、行政などが協働して環境教育等を進められる体制・仕組みの整備・充実	47%	45%	53%	41%	69%
その他	4%	2%	5%	1%	16%
特に何もなし	8%	7%	7%	10%	14%

出典：長崎県環境教育等基本計画体アンケート
(H24実績)

2. 協働取組の推進

(1) 現状

学校、地域社会、事業者、行政における協働取組としては、行政の環境アドバイザー等を活用した学校における環境教育や、学校と地域社会が連携した環境教育、事業者と地域社会が連携した環境美化活動などが行われています。

環境教育等に取り組む団体のうち14%の団体が「5年前と比べて連携する団体等が増加した」と回答しており、協働取組は増加傾向にあります。一方で、19%の団体は「連携した実績はない」と回答しています。また、83%の団体は、今後も団体等と連携して環境教育を実施したいと回答しています。

環境教育等に取り組む方々からは、「地域の協力がなければ環境教育の継続は不可能」との声もあり、各主体の協働体制を構築・維持していくことが必要とされています。

〈表20〉

5年前と比べた連携する団体の数

n=683

	全体	学校	地域社会	事業者	行政
5年前と比べて連携する団体等が増加した	14%	13%	11%	14%	27%
5年前とほぼ同じ	55%	57%	47%	54%	50%
5年前に比べて連携する団体等が減少した	2%	1%	4%	2%	4%
連携した実績はない	19%	21%	16%	14%	17%
その他	2%	2%	7%	2%	4%

出典：長崎県環境教育等基本計画アンケート(H24年度実績)

〈表21〉 今後も協働取組を継続したいと考えている団体の割合 n=683

	全体	学校	地域 社会	事業 者	行政
はい	83%	81%	84%	91%	94%
いいえ	1%	1%	2%	0%	0%
わからない	10%	11%	9%	5%	6%

出典：長崎県環境教育等基本計画アンケート(H24実績)

(2) 課題

団体等と連携する際の課題としては、学校では「打合せなどに要する時間の確保」、地域社会では「活動等に要する費用」、事業者・行政では「具体的な環境教育等の内容の調整」との回答が多く、各主体によって課題は異なります。

このため、学校においては、環境教育等に取り組むための時間の確保などの環境整備、地域社会においては、活動費等の財源確保の支援、事業者・行政においては、スムーズな調整のためのノウハウの習得を推進する必要があります。

また、県行政に期待することとしても、「家庭や地域、学校、企業、民間団体、行政などが協働して環境教育等を進められる体制・仕組みの整備・充実」が多く、協働の体制整備が求められています。

〈表22〉 連携することによる課題

n=683

	全体	学校	地域 社会	事業者	行政
連携先の団体や協力してくれる指導者を見つけること	30%	31%	29%	18%	27%
具体的な環境教育、環境保全活動の内容の調整	39%	37%	22%	57%	58%
活動費等に要する費用	26%	24%	44%	21%	46%
打合せなどに要する時間の確保	43%	48%	20%	30%	27%
その他	7%	7%	4%	11%	6%

出典：長崎県環境教育等基本計画アンケート(H24実績)

3. 人材の育成

(1) 現状

環境教育等の推進のためには、プログラムの企画や具体的な取り組みを指導できる人材が、学校、地域社会、職場というそれぞれの場で必要であり、教職員の資質の向上や、地域社会、職場における指導者の育成が重要となっています。

このため、教職員に対しては、県教育センター等による研修講座や大学による教員免許状更新講習において、また、地域の活動団体等に対しては、各地の環境リーダー育成講座において指導者の育成がなされています。

(2) 課題

環境教育等に取り組む際の課題については、「指導者が少ない」、「運営スタッフが不足している」が主な課題とされています。一方で、研修の時間や内容には限りがあり、多くの教職員や環境リーダーは実践の中でノウハウを身につけている状況です。

また、団体等と連携する際の課題については、地域社会では「活動等に要する費用」が主な課題とされています。

このことから、環境教育プログラム、事例集、環境リーダーの意見交換の場など実践的なノウハウの習得の機会拡大や、NPO等の活動費等の財源確保の支援などを通じて、環境教育等に取り組む教職員や環境リーダーの数の拡大や質の向上、NPO等の組織自体の育成・支援を推進していく必要があります。

4. 拠点としての機能を担う体制の整備

(1) 現状

学校においては、太陽光発電等の再生可能エネルギー^{*}を利用した施設整備や省エネ型空調施設、雨水を利用したトイレ等の環境に配慮したエコスクールが拡大しており、環境教育に活用されています。

青少年教育施設(少年自然の家、青年の家等)や県民の森においては、野外活動やスポーツ・レクリエーションなどの自然体験活動が行われるとともに、節電や節水など環境マナーについての環境教育も実践されています。

水族館や動物園等においては、生き物の展示やふれあい体験等を通して、生物多様性や自然の大切さについての環境教育が実践されています。

さらに、情報発信の拠点として、「長崎県環境部ホームページ」、「環境保健総合情報システム」、「長崎県地球温暖化防止活動推進センターホームページ」などにより、情報提供が行われています。

また、環境副読本の提供やエコツールの貸与などが行われています。

(2) 課題

「長崎県環境部ホームページ」、「環境保健総合情報システム」では、環境に関する情報提供が行われているものの、環境教育の総合窓口としてわかりやすく情報提供するまでには至っていません。このことから、環境教育関連情報を一元的に情報集約し、学校、地域社会、事業者、行政の連携が十分できるよう、環境教育に関する情報発信、相談、関係者のマッチングが行える情報のプラットフォームを構築する必要があります。

環境教育等に取り組む方々からは、「一部の施設に利用が集中し、その施設での対応が難しくなっている」との声もあります。環境教育等の拠点となる施設の情報を一元的に集約して情報発信するとともに、それぞれの施設の特徴に応じた環境教育プログラムの質の向上を図っていくことで、多くの施設の利活用を促進していく必要があります。